

消防救急デジタル無線システム整備工事及び  
(仮称) 沖縄県消防共同指令センター整備事業に係る  
入札公告 (建設工事等)

比謝川行政事務組合

平成26年5月

## 入札公告

制限付一般競争入札の公告を下記のとおり行う。

(合併入札とする。)

平成26年5月2日

比謝川行政事務組合

管理者 石嶺 傳實

### 1. 制限付一般競争入札に付する事項

#### (1) 工事名等

##### ア 消防救急デジタル無線システム整備工事

(ア) 工事場所 沖縄県全域

(イ) 工事概要 消防救急デジタル無線

- ・基地局17局 (内 活動波設置17局 共通波設置12局)
- ・基地局無線装置89台 (内予備30)
- ・無線回線制御装置 一式
- ・管理監視制御装置 一式
- ・遠隔制御装置18台
- ・沖縄県総合行政情報通信ネットワークとの連携 一式
- ・那覇市消防局の無線回線制御装置 一式
- ・非常用発動発電設備 一式
- ・その他の設備 一式
- ・土木・建築工事 一式
- ・移動局設備 (車載無線機) 一式

(ウ) 工 期 平成28年3月23日まで

##### イ (仮称) 沖縄県消防共同指令センター整備事業

(ア) 工事場所 比謝川行政事務組合ニライ消防本部 他

沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良 1220 番地

(イ) 工事概要 総務省が定める高機能消防指令センター総合整備事業 (Ⅲ型)

- ・指令台4台
- ・指揮台1台
- ・無線統制台1台
- ・表示盤 一式
- ・指令電送装置 一式
- ・気象情報収集装置 一式
- ・出動車両運用管理装置 一式
- ・非常用発動発電設備 一式
- ・支援情報OAシステム 一式
- ・情報共有システム 一式

(ウ) 工 期 平成28年3月23日まで

#### (2) 発注形態

特定建設工事共同企業体 (以下「特定JV」という。)

### 2. 入札参加に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄県及び比謝川行政事務組合の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 沖縄県における建設工事競争入札参加資格の電気通信工事業に係る認定を受けている者であること。
- (4) 沖縄県内に建設業法に基づく本社を有する者で、電気通信工事業に係る経営事項審

査評点が700点以上の者であること。

- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建設業の許可を受けている者であること。ただし、3千万円以上（建築一式工事にあつては4千5百万円以上）の工事を下請施工させる場合は、特定建設業の許可を有している者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 経営状態が著しく不健全であると管理者が認める者に該当しない者であること。（公告日の3ヶ月前から開札日までの間に不渡り等を生じていないものであること。前号に該当する者を除く。）
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じる者として、公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると管理者が認める者に該当しない者であること。
- (9) 沖縄県建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程に基づく建設業者名簿に登録されていること。
- (10) 建設業法の規定に基づく監理技術者又は主任技術者等を専任で配置できる者であること。
- (11) 施工実績等について
  - ア 代表者  
特定JVの代表者は、平成16年度から平成25年度までの過去10年間において、消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日消防消第69号）に定める高機能消防指令センター総合整備事業として規定される高機能消防指令センター設備及び消防無線の新設、又は再構築工事を元請として完了し、保守の実績を有していること。
  - イ その他の構成員  
特定JVの構成員は、平成16年度から平成25年度までの過去10年間において、消防無線又は防災行政無線の新設、又は再構築工事を完了した実績を有していること。
- (12) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
  - ア 電気監理技術者又は電気通信監理技術者の交付を受けている者であること。
  - イ 同種工事の配置技術者としての経験を有すること。
  - ウ 本公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある者であること。
- (13) 次に掲げるデジタル無線整備等に必要な資格等を有すること。
  - ア 第1級陸上特殊無線技士等の資格を有し、本公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある者がいること。
  - イ 無線局登録検査等業者であること。
- (14) 入札公告日から落札決定日まで沖縄県工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱及び比謝川行政事務組合工事請負業者指名基準及び指名審査委員会に関する規程に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。

### 3. 入札参加申請

- (1) 申請方法

制限付一般競争入札参加資格確認申請書を比謝川行政事務組合ニライ消防本部指令課まで持参すること。

(2) 受付期間

平成26年5月2日(金)午後1時から平成26年5月19日(月)午後5時まで。  
ただし、閉庁日は除く。

4. 設計図書の配布場所

比謝川行政事務組合ニライ消防本部指令課

5. 設計図書に対する質問及び回答

(1) 質問書の提出

比謝川行政事務組合ニライ消防本部指令課宛にFAX又は電子メールで行う。

(2) 受付期間

平成26年5月2日(金)午後1時から平成26年5月19日(月)午後5時まで。

(3) 回答方法

平成26年5月22日(木)に、FAX又は電子メールで行う。なお、回答は、全入札参加者に対し行う。

6. 入札資格等審査

(1) 入札参加希望業者は、技術審査委員会において入札参加資格及び技術提案の審査を受けなければならない。

(2) 技術提案は、プレゼンテーション方式とする。

ア プレゼンテーションの持ち時間は、30分以内とする。

イ プレゼンテーション終了後に、質疑を15分程度行う。

(3) 入札参加希望者は、プレゼンテーション内容及び仕様書を遵守する旨の誓約書を提出するものとする。

7. 予定価格 事後公表

8. 最低制限価格 有り

9. 建設リサイクル法の対象 対象工事

10. 特定JVの結成要件

(1) 2又は3業者とする。

(2) 自主結成方式とする。

(3) 当該工事に関し、2つ以上の特定JVの構成員となることはできない。

(4) 代表者の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率でなければならない。

(5) 構成員のうち最小の出資者の割合は、2業者の場合は30%以上、3業者の場合は20%以上でなければならない。

11. 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札参加者は、仕様書等を熟知のうえ、入札をしなければならない。

イ 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出すること。

ウ 押印は、代表者は印鑑登録届出印、代理人の場合は代理人の印を使用すること。

エ 入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額を記載すること。

オ 入札は、代理人により行わせることができる。この場合は、所定の委任状に必要事項を記入し、当該入札執行前に入札執行者に提出すること。

カ 委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。

キ 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

ク 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

ケ 入札参加者又はその代理人は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

コ 郵便による入札は、認めない。

(2) 開札日時

平成26年6月2日(月)午前11時

(3) 開札の場所

比謝川行政事務組合ニライ消防本部 2階会議室

(4) 入札書等の提出方法及び提出先

ア 入札書及び工事費等積算内訳書(消防救急デジタル無線システム整備工事と(仮称)沖縄県消防共同指令センター整備事業)を提出すること。

イ 入札書に記入する金額は、両整備事業の積算金額の和とし、消費税及び地方消費税の額を含まないものとする。なお、可能な限り諸経費の調整を行ったうえ、積算額を算出するものとする。

ウ 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等積算内訳書の提出を求める。

エ 工事費等積算内訳書の提出は、別記の積算書(金抜き)により積算すること。なお、工事費等積算内訳書の様式は自由とするが、品名、単位、単価及び金額の各項目については、必須とする。

オ 工事費等積算内訳書の提出がないときは、当該入札を無効とする。

カ 工事費等積算内訳書は、返却しない。

(5) 入札書提出日

平成26年6月2日(月)午前11時

(6) 入札保証金

比謝川行政事務組合契約規則第4条に基づき入札保証金を納付させる。ただし、同規則第7条に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

(7) 契約保証金

比謝川行政事務組合契約規則第18条に基づき入札保証金を納付させる。ただし、同規則第19条に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

(8) 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

ア 競争条件に違反したとき。

- イ 同一競争について入札者又はその代理人が2以上の入札をなしたとき。
- ウ 入札者が協定して入札をなしたとき。
- エ その他入札について不正の行為があったとき。
- オ 入札金額その他必要な文字の明瞭を欠き、入札の内容を確認し難いとき。

(9) 再度入札

開札した場合において、予定価格の制限の範囲内で価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

(10) 入札参加資格審査書類

入札参加者は、入札参加資格審査に必要な次に掲げる書類を提出するものとする。

- ア 経営規模等評価結果通知書及び総合評価値通知書の写し建設業許可証の写し
- イ 電気通信工事業の特定建設業の許可の写し
- ウ 電気監理技術者又は電気通信監理技術者の免許の写し
- エ 第1級陸上特殊無線技士の資格証の写し
- オ 無線局登録検査等業者等の資格証の写し
- カ 入札参加資格に係る技術者の雇用関係が、本公告日以前に3ヶ月以上あることを示す書類
- キ 消防無線及び高機能消防指令センターの施工実績
- ク 配置予定技術者の資格・工事経験
- ケ アナログ無線からデジタル無線への移行計画の提案
- コ 沖縄県総合行政情報通信ネットワークとの接続提案
- サ デジタル無線及び共同指令センターの共同利用における必要な機能に関する提案
- シ 共同指令センター及びデジタル無線のランニングコスト低廉化に関すること。

(11) 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格以内であって、最低制限価格以上で、かつ、両整備事業の各々の予定価格以内であって、最低制限価格以上のもののうち最低価格の入札をした者を落札者とする。

(12) 入札結果の公表

入札結果の公表は、比謝川行政事務組合、ニライ消防本部及び沖縄県消防通信指令施設運営協議会のホームページにおいて行う。

1 2. 契約の締結

契約の締結は、落札決定後、事業ごとに仮契約をし、比謝川行政事務組合議会の議決後、本契約とする。

1 3. その他

入札に関する手続きの詳細は、消防救急デジタル無線システム整備工事及び(仮称)沖縄県消防共同指令センター整備事業の入札に係る基本指針、その他比謝川行政事務組合が規定する条例等による。

1 4. 担当部署

〒904-0202 沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良 1220 番地  
比謝川行政事務組合ニライ消防本部指令課  
電話番号 098-956-9964 F A X 098-956-6487  
電子メール niraituushin@nirai119.jp